

報道関係者各位

令和8年5月29日
山梨県産業政策部産業振興課
課長 山本 聡一郎
電話 055-223-1543(内線 4700)

令和8年度ジュエリーマスター認定試験の実施について

山梨県では、ジュエリー産業に従事する方の知識、技術力、創造力などを審査し、県知事が認定する「ジュエリーマスター認定試験」を次のとおり実施します。

試験概要

- 1 等級種別 ジュニア・ジュエリーマスター
プレ・ジュエリーマスター
ジュエリーマスター
- 2 試験種別 宝石加工、宝飾加工
- 3 試験実施日
ジュニア・ジュエリーマスター 令和8年9月28日(月)、29日(火)
プレ・ジュエリーマスター 令和8年9月28日(月)、29日(火)
ジュエリーマスター 令和8年9月29日(火)、30日(水)

4 受験申請

受付期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)

※受験方法につきましては県HPをご参照ください。



【県HP】

5 試験場所 県立宝石美術専門学校（甲府市丸の内1-16-20 ココリ7・8階）

6 受験手数料 学科 3,000円 実技 6,100円 計 9,100円

7 その他

- ・合格者には、知事名による認定証を交付します。
- ・「ジュエリーマスター」認定者について、山梨ジュエリーミュージアムでの作品展示、その他広報等での紹介により、県によるPRを行います。

ジュエリーマスター認定試験とは

宝石加工・宝飾加工(貴金属加工)の2つのジュエリー制作分野で、一定基準以上の知識及び技術を持つ方を、山梨県知事が認定する試験です。また、上級の称号である「ジュエリーマスター」は、各業務において、より専門的な知識及びより高度な技術を有するとともに、後継者の指導・育成ができ、独自の判断で上級の業務を的確に遂行できるという点で高い評価を受けた技術者であることを意味します。

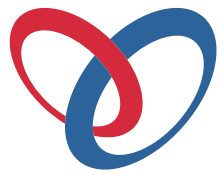
問い合わせ先

山梨県産業政策部産業振興課 地場産業振興担当

TEL 055-223-1543 FAX 055-223-1547

E-mail sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

令和8年度



ジュエリーマスター認定試験 受験者募集



受験申請期間 **6/1**(月)～**6/30**(火)

ジュエリーマスター制度HP

高度な技術を持つジュエリー制作分野の技術者を、山梨県が「ジュエリーマスター」に認定します



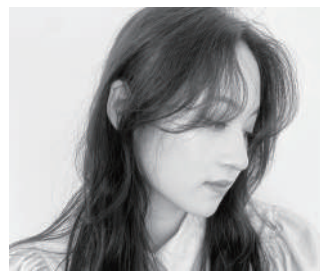
ジュエリーマスター(宝石加工・R7認定)
河野 祐一郎



山梨県立宝石美術専門学校宝石貴金属加工学科卒業。甲州水晶貴石細工伝統工芸士。「河野製作所」の代表を務め、置物を中心に、幅広いジャンルの水晶貴石美術彫刻品の制作に携わっている。



ジュエリーマスター(宝飾加工・R7認定)
新井 七奈香



山梨県立宝石美術専門学校ジュエリー学科卒業。貴金属装身具製作技能士1級、ジュエリーコーディネーター2級の資格を取得。職人兼デザイナーとして2023年に自身のブランド「niin Jewelry」を立ち上げる。

ジュエリーマスターやその技術を情報発信しています！

ミュージアムで展示

山梨ジュエリーミュージアムで作品を展示。県内外からの来場者に作品を知ってもらうことができます。



県公報によるPR

山梨県の広報誌やPR映像など、県の広報メディアや事業で職人や技術を紹介しています。



お問い合わせ先 **山梨県産業政策部産業振興課**

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階

TEL:055-223-1543 FAX:055-223-1547

※受験の詳細は裏面をご覧ください

令和8年度 山梨県ジュエリーマスター認定制度 認定試験・受験者募集要項(概要)

ジュエリーマスター認定制度は、宝石加工・宝飾加工(貴金属加工)の2つのジュエリー制作分野で、一定基準以上の技術を持つ方を山梨県知事が認定する制度です。上級の称号である「ジュエリーマスター」は専門的知識及び高度な技術を有するとともに、後継者の指導・育成ができ、独自の判断で上級の業務を遂行できるという点で高い評価を受けた技術者であることを意味します。

称号	ジュニア ジュエリーマスター	プレ ジュエリーマスター	ジュエリーマスター
ランク	初級	中級	上級
試験実施 業務名	宝石加工		
	宝飾加工		
試験日	令和8年9月28日(月)・29日(火)・30日(水) ※称号・業務別の試験日は募集要項を参照 ※試験会場は山梨県立宝石美術専門学校		
試験方法	学科(筆記)・実技試験	学科(筆記)・実技試験	学科(面接)・実技試験
受験資格	令和8年4月1日現在 満18歳以上	ジュニア・ジュエリーマスター 合格	プレ・ジュエリーマスター 合格後、3年以上の実務経験
		2級技能士 (貴金属装身具製作)	・1級技能士 (貴金属装身具製作) ・1級宝石研磨士 ・伝統工芸士 (甲州水晶貴石細工) ※実技試験は免除
		3年以上の実務経験	プレ・ジュエリーマスター合格、 かつ7年以上の実務経験
受験手数料	学科試験3,000円 実技試験6,100円 計9,100円		
受験申請書の 受付期間	令和8年6月1日(月)～6月30日(火)		
合格発表	令和8年10月上旬		
受験申請書の請求先・ お問い合わせ先	山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当 Tel : 055-223-1543 E-mail : sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp		